

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年9月1日発行 No. 35

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

イベント等名	内容	開催日時	問合せ先	会場名
川俣町健康づくり大運動会	中止	9月25日(日)	川俣町体育館 024-565-2434	—

5歳～11歳の方の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しております。9月の日程は次のとおりです。
3週間の間隔をあけて2回接種をします。2回目は1回目と同じ曜日と時間になります。
※12歳を迎えた方は、小児用ワクチンではなくなりますので、こちらの日程で受けることはできません。接種希望の場合はコールセンターへご連絡ください。

【接種日程】

	1回目		2回目		会場	予約枠
1	9月3日(土)	午前	9月24日(土)	午前	むとうこどもクリニック (川俣町字瓦町31)	10

【予約の方法】

接種券が届いてから予約をしてください。予約は、コールセンターで受け付けます。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

【使用するワクチン】

ファイザー社小児用ワクチン (3週間間隔で2回接種 1回0.2ml)

※ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので必ずご確認ください。

3回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

3回目接種の対象は、2回目接種を終了した日から5か月以上経過した12歳以上の方が対象です。9月は、2回目を4月に接種した方へ案内をしています。町内で2回目を接種した方へはあらかじめ接種日を指定して郵送していますので、ご確認ください。

現在、10代から30代の若い世代に感染が急増しています。感染すると若い方でも重症化したり倦怠感などの症状が長引いたりする可能性があります。ワクチン接種は、皆さん自身だけでなく、家族、友人、高齢者など大切な方を守ることにもつながりますので、接種の時期を迎えた方は、接種の検討をお願いします。

なお、16歳未満の方の接種は保護者の方の同意(署名)と同伴をお願いします。

4回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

4回目接種の対象は、3回目接種を終了した日から5か月以上経過した方です。対象となる方へは、5か月を迎えた方から順次「接種券」を郵送しています。9月は、3回目接種を3・4月に接種した方へ案内をしています。3回目を町内で接種した方へは、あらかじめ接種日程を指定しておりますので、変更やキャンセルを希望する場合は必ずコールセンターへご連絡をお願いします。

【対象者】

川俣町に住民票があり、3回目接種から5か月以上経過した方で、次の①～③のいずれかに当てはまる方です。

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳から59歳の方で基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方
(対象となる基礎疾患については7月1日発行の本部からのお知らせをご覧ください。
または、コールセンターへお問い合わせください。)
- ③ 医療従事者・介護従事者等の方
※ ②・③に該当する方は、事前に申請が必要です。
(申請がない場合は接種券を発行できません。)

【接種券の発行について】

3回目接種から5か月以上経過した対象者へ、順次郵送しています。
3回目接種を町内で受けた方は、接種日程をあらかじめ指定します。変更希望の場合は、コールセンターへご連絡ください。詳しくは接種券の通知でご確認ください。

【申請方法】

川俣町ホームページの申請フォームから必要事項を入力の上申込みをしてください。
インターネットの申請が難しい方は、コールセンターへご連絡ください。

[川俣町ホームページ](#) → [新型コロナウイルス感染症](#) → [ワクチン接種関連](#)

→ [18歳～59歳の4回目コロナワクチン接種の申請について](#) または、

→ [医療・介護従事者等の4回目新型コロナワクチン接種の申請について](#)

5 回 目 の 新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 接 種 に つ い て

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

国は、10月以降に5回目の接種を計画しています。5回目は、オミクロン株対応のワクチンとなります。対象者は、新型コロナワクチンの1回目・2回目を受けた方を予定しています。

接種間隔などの詳細についてはまだ決定されていません。改めて来月号でお知らせします。

濃 厚 接 触 者 ・ 有 症 状 者 へ の 抗 原 定 性 検 査 キ ャ ッ ト の 配 布 事 業

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

福島県は、感染拡大のために医療機関への受診集中により、必要な方への医療提供が困難になる事態を避けるため、また、感染の早期探知により感染拡大を抑制することを目的として重症化リスクの低い濃厚接触者、有症状者が希望する場合に抗原定性検査キットを配布(無償)しています。

【対象者】

県内に在住の濃厚接触者または、有症状者の方

※1 濃厚接触者は、症状が出てから使用してください。

※2 重症化リスク(基礎疾患がある、高齢者など)の高い方は、医療機関を受診してください。

【配布期間】

令和4年10月31日(月)まで

【申請方法】

福島県新型コロナ検査キット配布センターへ Web または電話で申請してください。

アドレス：<https://fukushima-testkit.jp>

電話番号：0120-941-546

【検査方法・陽性反応が出た場合】

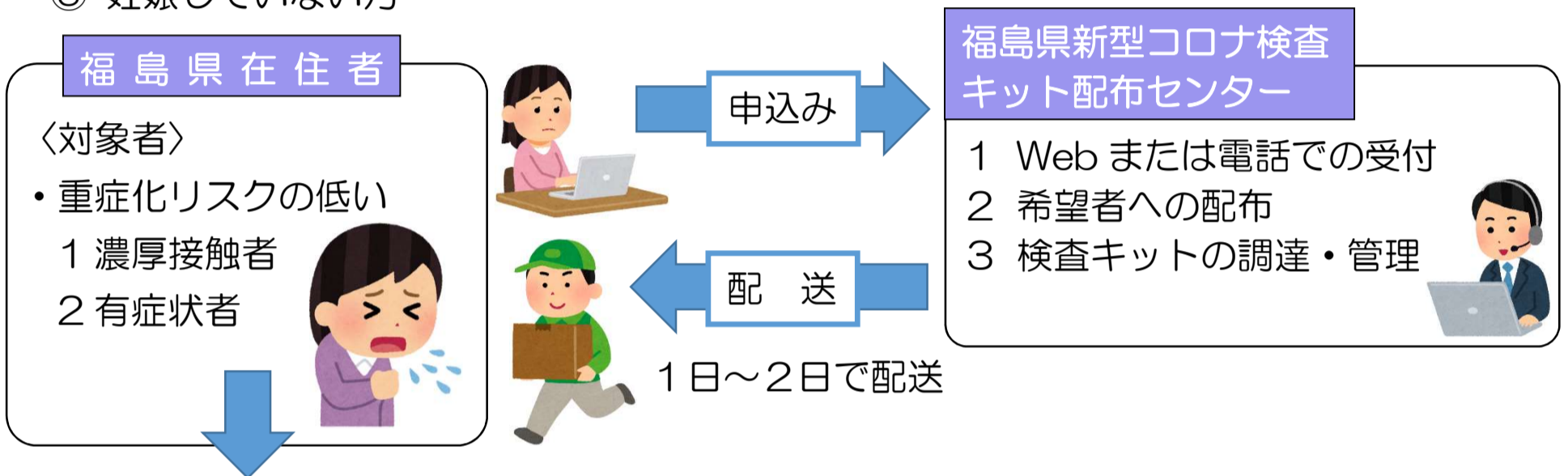
- ・配付された検査キットでご自分で検査をします。
- ・検査結果が陽性の場合、画像等を保管して医療機関に相談・受診する。
または、「福島県陽性者登録センター」へ申請してください。
- ・医療機関または「福島県陽性者登録センター」から保健所へ発生届が出されます。

軽症状者を対象とした「福島県陽性者登録センター」の設置について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

新型コロナウイルス感染者急増により、医療機関の診体制がひっ迫しており、重症化リスクの高い方が適切に医療機関を受診できる体制を確保するため、重症化リスクが低い方を対象に医療機関への受診を経ずに陽性者として登録する「福島県陽性者登録センター」（医師配置）を令和4年8月22日（月）9時より新たに開設しました。

【対象者】①～⑤のすべてに該当し、医療機関の受診が不要と自分で判断できる方

- ① 福島県在住者
- ② 小学生～65歳未満
- ③ 軽症または無症状
- ④ 基礎疾患など重症化リスクが無い方
- ⑤ 妊娠していない方



陰性 引き続き感染防止対策を徹底
※検査結果が陰性であるが、症状が継続する場合は医療機関を受診してください。

自宅療養となった方の療養対応について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

県は、自宅療養者となった方の健康観察を8月から、高齢者等重症化リスクのある方に重点をおいて実施しています。オミクロン株は、潜伏期間と発症間隔が短く、重症化率が低い特性を踏まえての対応です。

また、自宅療養となった場合を考えて普段から、食料や薬、日用品を備えておくようお願いいたします。

	重点対象者			重点対象者以外の方	
	65歳以上	妊婦	40歳以上～65歳未満		40歳未満
			重症化リスクあり	重症化リスクなし	
初回連絡	保健所が電話をします。 フォローアップセンター（FUC）がSMSを送信			フォローアップセンター（FUC）がSMSを送信	
パルスオキシメーター貸出	初回連絡で確認し、必要時に配送（世帯に1台）			なし	
食事等支援	初回連絡で確認			携帯電話：電子申請 固定電話のみ：フォローアップセンター（FUC）に相談	
健康観察	保健所・FUC・訪看・医療機関が対応			なし	
健康相談	保健所・FUC・訪看・医療機関が対応			フォローアップセンター（FUC）が対応	

※パルスオキシメーターとは、血液中の酸素飽和度を測定し、体に十分な酸素が行きわたっているかどうかを測定するもの。指で測定します。

福島県感染拡大警報について

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

新型コロナウイルス感染症は急激に感染拡大しています。

県内では、新規感染者数が過去最多を更新し、「福島県感染拡大警報」が発出されています。

福島県感染拡大警報

- (1) 基本的な感染対策の再点検と徹底・・・マスクを正しく着用、3密を避ける。
- (2) 陽性になった場合の備え・・・自宅療養となったときの生活動線、食料・消毒用品の備え
- (3) 速やかなワクチン接種・・・ワクチン接種は、発症予防・重症化予防となります。
- (4) 検査のさらなる活用・・・感染不安があるときなどは、無料検査を利用する。
実施場所は、県のホームページでご確認ください。
- (5) 効果的な換気・・・必要な換気量の確保
- (6) 移動時の注意喚起・・・移動先の感染情報を把握し、混雑する場所は避ける。
- (7) 子どもと高齢者の感染対策
- (8) 医療を守る対策・・・発熱など症状がある時は、医療機関に電話をしてから受診する。